

町田市告示第427号

町区域の新設及び変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内に町区域を別紙「町区域新設等参考図」に示すとおり到新設し、またこの新設する区域に隣接する一部の区域について、別紙「町田市町区域変更及び字区域廃止調書」「町区域変更及び字区域廃止参考図」のとおり変更及び廃止するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

なお、この新設及び変更は2016年7月18日から施行する。

2016年2月19日

町田市長 石 阪 丈 一